

就労者支援事業

職業スキル向上による就労支援のため、町が指定する職業訓練団体が行う技術習得および資格取得に係る講習会等の受講料を助成します。

担当課 商工観光交流課 交流・商工班
☎0187(84)4909

対象者 美郷町民

助成額等 受講料の全額

資格取得サポート事業

就業機会の拡大を図るため、求職者の各種技能や知識向上を図る教育訓練費用、資格取得費用を助成します。

担当課 商工観光交流課 交流・商工班
☎0187(84)4909

対象者 美郷町民

助成額等 対象経費の2分の1
(上限額5万円)

特産品開発事業

地域資源を活用した新たな特産品開発に対する新商品を開発しようとする町内の事業者または団体に対し、調査研究等に要する経費の一部を支援します。

担当課 商工観光交流課 交流・商工班
☎0187(84)4909

対象者 町内に事業所等を有する企業、団体

助成額等 対象経費の3分の2
(上限額30万円)

パッケージデザイン支援事業

美郷町産品のイメージアップと商品のブラッシュアップを図るため、新たな特産品パッケージデザインを企画・製作する経費を支援します。

担当課 商工観光交流課 交流・商工班
☎0187(84)4909

対象者 町内事業者

助成額等 対象経費の3分の2
(上限額20万円)

首都圏セールス支援事業

町内事業者等が、販路開拓を目的とした展示会または見本市などへ参加するための経費の一部を助成することにより、販路拡大と地域産業の振興を図ります。

担当課 商工観光交流課 交流・商工班
☎0187(84)4909

対象者 町内に事業所等を有する企業、団体

助成額等 対象経費の2分の1
(上限額10万円)

くらし・環境、まちづくりに関すること

くらし・環境に関すること

資源ごみ集団回収促進助成事業

資源ごみの再資源化推進のため、行政区が主体となって実施する資源ごみ集団回収(売り払い等含む)に対し、対象品目の年間回収量に応じた助成金を交付します。

担当課 住民生活課 環境安全班
☎0187(84)4903

対象者 行政区

対象品目 アルミ缶類、スチール缶類、
一升びん(茶色・緑色)、ビールびん

助成額等
【200kg以上400kg未満】 4千円
【400kg以上600kg未満】 7千円
【600kg以上800kg未満】 1万円
【800kg以上】 1万3千円

ごみ集積施設設置費補助事業

環境の浄化と公衆衛生のため、ごみ集積所を設置・更新または修繕整備(1万円以上のもの)する場合に整備費の一部を助成します。

担当課 住民生活課 環境安全班
☎0187(84)4903

対象者	町内会、自治会、集落等
助成額等	整備費の3分の2以内の額 (上限額20万円)

生ごみコンポスト設置費補助事業

ごみの減量化のため、生ごみ処理コンポストを設置する場合に設置費の一部を助成します。

担当課 住民生活課 環境安全班
☎0187(84)4903

対象者	美郷町民
助成額等	設置費の2分の1以内の額 (上限額5,000円) ※設置個数の上限無し

生ごみ処理機設置費補助事業

ごみの減量化のため、生ごみ処理機を設置する場合に設置費の一部を助成します。

担当課 住民生活課 環境安全班
☎0187(84)4903

対象者	美郷町民
助成額等	設置費の2分の1以内の額 (上限額5万円)

町営墓地の使用について

墓地のない方が墓地を設置しようとする場合、町で管理している町営墓地ならびに墓地公園を使用することができます。

担当課 住民生活課 環境安全班
☎0187(84)4903

対象者	・美郷町に本籍または住所を有する方 ・美郷町に本籍または住所を有しないが本町出身者であり、町内に縁故者が居住している方
助成額等	区画の空き状況や永代使用料等については、左記担当へお問い合わせください。

危険空き家解体補助事業

安全で安心なまちづくりの推進を図るため、適正な管理がされておらず、周囲に危険を及ぼす恐れのある空き家(危険空き家)の解体費用の一部を補助します。

担当課 住民生活課 環境安全班
☎0187(84)4903

対象者	町内の空き家の所有者等で、町から危険空き家の管理等について、助言・指導等を受けた方 (町税の完納等補助要件を満たす方)
助成額等	解体費用の3分の1以内の額 (上限額30万円)

住宅リフォーム緊急支援事業

安心安全で快適な生活を営むことができるよう住環境の質の向上を図るため、住宅リフォーム工事費の一部を助成します。

担当課 建設課 建設管理班
☎0187(84)4910

対象者	自ら居住する町内の住宅の耐久性・耐震性の向上、省エネ・バリアフリー化等住宅リフォームを行う方
助成額等	事業費の10%(上限額8万円) ※対象事業費 50万円以上 ※施工業者は町内事業者に限る

●あきた安全安心住まい推進事業との併用可

耐震改修促進事業

一般住宅の耐震化促進のため、耐震診断および耐震改修に係る費用の一部を助成します。

担当課 建設課 建設管理班
☎0187(84)4910

対象者	昭和56年5月31日以前に建築された町内の住宅の耐震診断・耐震改修を行う方
助成額等	【耐震診断費用】 上限額5万円 【耐震改修費用】 上限額60万円 ※施工業者は町内事業者に限る

●あきた安全安心住まい推進事業との併用可

簡易水道遠距離給水管敷設補助事業

町水道本管から宅地間の公道に給水管を敷設する工事費の一部(10mを超える距離)を助成します。

担当課 建設課 上下水道班
☎0187(84)4910

対象者	簡易水道給水区域に居住の方
助成額等	公道に敷設する距離から10mを超えた部分の工事費の3分の1の額 (上限額30万円)

下水道接続工事補助事業

水洗便所の普及促進と環境衛生の向上のため、新規に下水道接続工事を実施する場合、接続工事費用の一部を助成します。

担当課 建設課 上下水道班
☎0187(84)4910

対象者	公共下水道・農業集落排水処理区域内に居住の方
助成額等	対象工事費の3分の1以内の額 (上限額10万円) ※「水洗便所改造資金融資あっせん事業」との併用不可

合併浄化槽導入促進事業・水質環境保全事業

水質保全のため、合併処理浄化槽設置費用の一部を助成します。合併処理浄化槽設置後は、2年目から水質検査費用を助成します。

担当課 建設課 上下水道班
☎0187(84)4910

対象者	公共下水道・農業集落排水処理区域以外に居住(予定)の方
助成額等	【合併浄化槽の設置】 47万5千円以上の額 ※住宅の規模によって異なります。 【水質検査費用の助成】 毎年 5千円(設置年度除く)

水洗便所改造資金融資あっせん事業

水洗化率向上のため、公共下水道または農業集落排水に接続する際の管路工事費やトイレ等の改造費の融資をあっせんし、融資にかかる利子を補助します。

担当課 建設課 上下水道班
☎0187(84)4910

対象者	公共下水道・農業集落排水の処理区域内の住宅
助成額等	限度融資額(100万円)にかかる利子の2分の1の額 ※「下水道接続工事補助事業」との併用不可

冬期推定使用水量による推定料金の運用

簡易水道と農業集落排水の冬期の使用料を、夏時期と同程度の料金を納入できるように調整します。これにより、春の精算額が高額になることを防ぐことができます。春の検針後に精算を行うことにより、公平性を保ちます。

担当課 建設課 上下水道班
☎0187(84)4910

対象者	簡易水道または農業集落排水処理区に居住している方
内容	9月～11月の使用水量から平均使用水量を決定し、それに基づいた推定料金にて納付書を発行します。 ※春の検針後に精算を行います。

まちづくりに関すること

定住促進奨励事業

人口の増加を図り、活力のあるまちづくりを推進するため、町内外在住者が美郷町に新規に家屋を取得し定住した場合、定住促進奨励金を交付します。
※町税および町納付金の完納者に限ります。

担当課 商工観光交流課 交流・商工班
☎0187(84)4909

対象者	40歳未満の町民や、町外在住者等が、町内に5年以上定住することを目的として、家屋を新規に取得し住民登録した場合等
助成額等	交付要件、交付額、申請方法等詳細については、左記担当へお問い合わせください。

行政区機能強化事業

行政区の活動を円滑に実施するため、交付金を交付します。

担当課 総務課 総務班
☎0187(84)1111

対象者	行政区
助成額等	1世帯当たり 900円×世帯数

活力ある地域づくり推進事業

活力ある地域活動を推進するために地域団体が行う事業に対し、事業費の一部を助成します。

担当課 企画財政課 企画財政班
☎0187(84)4901

対象者	行政区、自治会、ボランティア団体、住民活動団体
助成額等	事業費の2分の1から3分の2の額 (上限額30万円) ただし、補助金の交付が4回以上の事業については、 事業費の3分の1の額(上限額10万円)

地域活動拠点整備事業

自治会の集会所等を新築または増改築する場合に、事業費の一部を助成します。

担当課 企画財政課 企画財政班
☎0187(84)4901

対象者	行政区
助成額等	事業費の3分の1から3分の2の額 ※上限額【新築】500万円 【増改築】100万円 交付要件、交付額、申請方法等詳細については、 左記担当へお問い合わせください。

清水周辺環境保全事業

美郷町清水周辺環境整備・保全計画の整備計画を策定済みの地区所在の清水について、概ね5世帯以上の者で構成される自治会等が冬期間を除く月2回以上の保全活動を行った場合に補助金を交付します。

担当課 商工観光交流課 観光班
☎0187(84)4909

対象者	行政区、自治会、住民活動団体
助成額等	1活動団体当たり 均等割額 1万円 1区分毎の実績額(3千円～6千円)×活動月数 (上限額10万円)

ミズモがご案内!!



美郷町「観光ガイドアプリ」


町の観光情報や飲食店、商店等の情報を幅広く発信するため、スマートフォン向けの「観光ガイドアプリ」のサービス提供を開始しています。観光スポットやお奨めの観光コースに加え、飲食店やお土産店、宿泊施設等の情報を掲載し町の魅力を発信しています。「美郷町観光ガイドアプリ」は、スマートフォンにダウンロードして使用するもので、観光パンフレットのようにスマートフォンの中で持ち歩くことができます。お得な情報も満載です。みんなでダウンロードして、美郷町の魅力を発信していきましょう。

- | | | | | |
|----|-----------------|----------------------------------|-----------------|------------------------------------|
| 機能 | ①ナビゲーション | 「美郷のミズモ」が行きたい場所まで案内してくれます。 | ②観光ルート案内 | 目的に併せた観光スポットをコースで案内してくれます。 |
| | ③スタンプラリー | 楽しみながら観光できるように、スタンプラリー機能を搭載しています | ④撮影機能 | スタンプラリーで取得したミズモのスタンプと一緒に記念撮影ができます。 |

【ダウンロードの方法】ダウンロードは無料です

① iOS(iPhone)は … App Storeから
② Androidは …… Google Playから

美郷町



各種制度案内
まちづくり
観光ガイド
アプリ紹介